管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1320010	工場・倉庫内に巣くった鳩の駆除に空気銃を利用したい。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。		【現状】弊社の自動倉庫内に鳩が巣くって生息しています。商品を台無しにしたり、糞の清掃などで時間を費やすなどの被害が出ています。そこでこの有害鳥獣駆除の方法を考え三田市に相談しましたが「空気銃での有害鳥獣駆除は銃猟になり、銃猟禁止区域での利用は県知事でも許可できない。」が県の返答の事。	【要望】駆除業者にわなで捕獲を依頼すると数十万の経費がかかり、捕獲に時間がかかる。この先一回だけで終わるとも限らないので、一番安価な方法で狩猟免許をとり空気銃での駆除方法の許可を頂きたいと考えています。（弊社付近の企業や相談にいった銃砲店のご主人にも同じようにハトに苦しんでいる企業があるとの事。酷いところでは「毎週月曜日3時間ほどかけて工場から追い出しそれからでないと機械が動かせない。」また「倉庫のパレット積穀物原料に穴が空けられひっくり返される。」など深刻な被害も出ているそうです。） 同類の事例を通して「安全面」で却下になったことがあるとお聞きしました。そこで安全に対する作業内容を考えます。 ①作業は工場・倉庫の稼動していない休日に行います。（他の人がいないのが前提） ②駆除作業は一人で行います。（守衛などは外で待機） ③威力の調整可能な空気銃を利用し最低限度の威力に調整し、壁をバックストップとし、建物外への発射は行いません。 ④近隣の不安を仰がないように作業に入るまでは空気銃は出しません。 以上の安全の確保を前提に許可の申請します。 ※別添資料あり	C	－	住居が集合している地域、多数の者の集合する場所において、又は、弾丸の到達するおそれのある人及び建物等に向かって、銃器を発砲することは、人の生命や安全の確保を図る観点から、認めることはできない。 なお、鳥獣保護法において、わなや網を用いた鳥獣の捕獲行為について、個人に対する許可は制度上可能である。	提案主体が安全の確保を図るための具体的な手法を提示していること、および、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	なぜ薬弾銃と同じ扱いなのか分からない。別々に分けて考えるべき。	C	Ⅰ	法で定める空気銃は野生の鳥獣を殺傷することが可能な猟具であり、空気銃であっても装薬銃と同様に人の生命に危険を及ぼし得る銃器である。 このことから、住居が集合している地域、多数の者の集合する場所において、又は、弾丸の到達するおそれのある人及び建物等に向かって銃器を発砲することは、その射程内及び弾丸の到達するおそれのある範囲の安全の確保、跳弾のおそれの排除等に著しい支障を及ぼすおそれがあり、人の生命や安全の確保を図る観点から、ご提案は認めることはできない。 なお、ご提案の安全確保の手法については、実効性を担保することが困難であると考えられる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	"実効性を担保する安全確保の手法"には何か基準がありますか。 また、殺傷能力の低い準空気銃なら考える余地はありますか。		1004010	アイリスオーヤマ㈱	兵庫県	環境省
1320020	市町村設置型浄化槽の清掃実施義務の緩和	浄化槽法第10条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則第7条	（浄化槽管理者の義務） 第十条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 （清掃の回数の特例） 第七条　法第十条第一項 の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。		市町村設置型事業により設置された掛川市の高度処理型浄化槽に限り、浄化槽法第１０条第１項で規定する年１回の浄化槽清掃の義務を、同法第７条及び第１１条で義務づけた検査の結果や保守点検の結果により清掃をさせるように規制を緩和する。	掛川市は平成17年度から市町村設置推進事業で浄化槽設置を推進しており、平成20年度末までに3地区に於いて428基の高度処理型浄化槽を設置した。設置した浄化槽は、浄化槽管理者である掛川市が適正に維持管理を行っており、過去の水質検査の結果も極めて良好である。昨年度の調査で、浄化槽清掃前と後のBOD値を測定してみたが、ほとんど変化が無い結果となった（別添資料参照）。浄化槽法では、使用状況や汚泥堆積量に関係なく、年１回以上の清掃を義務付けているが、当市が適正に維持管理を行う高度処理型浄化槽に限って、水質検査や保守点検結果に基づく、実状にあった時期に清掃を実施することができるようになれば、使用料金の軽減を図ることも出来、事業の更なる推進につながる。	C	－	浄化槽は、生物的、物理的作用等により汚水を処理するために、様々な単位装置、附属機器類を組み合わせた設備・施設であり、浄化槽の機能を常時正常に保つため清掃を定期的に行う必要がある。 浄化槽の水質が良好であり、適切に維持管理されている場合であっても、浄化槽は原理的に汚泥やスカムが堆積又は蓄積するため、これらを引き出す清掃には、浄化槽の機能低下の未然防止という役割もあることや、清掃時にしか確認できない内部の破損もありえることから、年１回の清掃を行うこととしている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	浄化槽の単位装置等を常時正常に保つために重要なのは＜保守点検の技術上の基準＞に定められているとおり定期的な保守点検であると考える。保守点検の重要な業務として＜清掃時期の判断＞があり、判断基準となる＜清掃を行うべき状態の目安＞も示されていることから、本当に必要なのは定期的な清掃では無く、適正な時期の清掃ではないか。 また、良好な状態の浄化槽に対しても「機能低下の未然防止」のため定期的清掃を義務づけられていることで、浄化槽管理者の負担増となっている。内部破損は、ろ材を取り外して清掃しなければ発見は困難で、各槽の水位及び流動担体の状況、放流水質等により保守点検時に発見可能と考える。	C	－	浄化槽を常時正常に保ち、機能の低下を防ぐには「保守点検」「清掃」「法定検査」のそれぞれについて一体的に適切に実施されることが必要不可欠である。また、ご指摘のように浄化槽の機能低下の判断は保守点検においても行われるものであるが、水中に没している部分は、通常の保守点検においては確認できないことがほとんどであり、定期的な保守点検に加え、定期的な清掃を行うことも必要不可欠である。具体的には、散気管の異物の絡まりや、隔壁の変形および破損など清掃時に初めて発見できることもあり、このような場合、清掃業者が行える簡単な内容はその場で修復すればよいが、工事をともなうような場合には、管理者に対し内部設備の補修などを提言することも必要となる。このため、保守点検業務と清掃業務の緊密な連携が保たれることが重要とされているところである。 また、浄化槽の使用人数、処理方式、生活習慣等の相違、時間の経過による変化を踏まえると、個別かつ経時的に水質や汚泥の蓄積状況が変化する浄化槽について、保守点検や法定検査時の水質等のデータのみでもって実態把握することは困難と考えられ、定期的に清掃を実施することが適当である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 あわせて、浄化槽の効率的な維持管理という観点から、過去の審議会等でも清掃回数の議論があったことなどから、浄化槽清掃の間隔の見直しのための実証実験を貴省において実施し、浄化槽の構造について、現在の年１回清掃を前提したものを見直すなど、保守点検、法定検査、清掃のあり方を一体的に見直すことにより、年１回という清掃回数の合理的な見直しを行われたい。	散気管の異物の絡まりについては、発泡の状態等により保守点検時に発見できますし、保守点検の技術上の基準でも対処するように義務づけられています。また、隔壁の破損についても、各槽の水位等により保守点検時に発見することができます。逆に発見できないような小さな破損については、機能低下の恐れもありませんし、清掃時にもまず発見できません。ろ材を取り出して清掃する訳ではないからです。本事業で設置した浄化槽の清掃時に発見された事例もありません。「個別かつ経時的に水質や汚泥の蓄積状況が変化する浄化槽」だからこそ「定期的＝年１回」の清掃ではなく、個々の状況に応じて、適正な時期に清掃を行えば良いのではないでしょうか。		1012010	掛川市	静岡県	環境省
1320030	新エネルギーの利活用の促進（バイオエタノール）	大気汚染防止法第19条第1項 大気汚染防止法第19条の二第1項 大気汚染防止法第19条の二第1項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示 揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条 道路運送車両法第40条、41条 道路運送車両の保安基準第1条の2 道路運送車両の細目を定める告示第3条	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第１９条第１項及び第１９条の２第２項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率１．３%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率１．３%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。 揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第１９条の２第２項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール３%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル５%（B5）までと規定している。エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性状問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。 また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。 道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるバイオエタノール混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題があり得ることから、E10燃料は、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度や揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様な考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びそれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。		ガソリンへのバイオエタノールの混合率の上限を10%とする。 また、バイオエタノールを10%混合したガソリンに対応した車の登録を可能にする。	バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して輸送用燃料として使用することができる。 バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。 平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ（平成21年2月施行）。 ガソリンへのバイオエタノールの混合率は3%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。 また、エタノール濃度が3%を超える燃料に対応した車両は、現行法上の保安基準に適合しておらず、道路を走ることができないため、基準を改正する必要がある。	C	－	大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項においては、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、自動車排出ガスの許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、現在エタノール混合燃料については、含酸素率1．3%（エタノール混合率にして概ね3%）までと規定している。今後、混合率10%までの高濃度エタノール混合燃料の試験研究用自動車以外の自動車への使用を可能とするためには、大気汚染防止法に基づくこれらの許容限度並びに揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく燃料性状に関する規格及び道路運送車両法に基づく自動車の安全上、環境上の基準の見直しが必要となることから、今年度から実施している高濃度バイオ燃料実証事業の成果等を踏まえながら、関係省庁と連携しつつ所要の検討を進めて行く考え。 揮発油等の品質の確保等に関する法律においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法の燃料規格は、大気汚染防止法第１９条の２第２項の規定を踏まえて制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール３%（E3）まで、軽油は脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料の試用販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められるものではない。特に、E10等の高濃度エタノール混合ガソリンについては、一般車両に使用した場合に、金属腐食による車両火災のおそれなどの安全性上の問題、および含酸素分の増加によるNOxの増加等の大気汚染防止上の問題があることから、原則としてE10の使用は認められるものではない。一方でバイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、同法において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施しており、これによって同法においてもバイオ燃料の高濃度化についての検討を行っているところである。 この制度を用いることにより、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。なお、高濃度エタノール混合燃料試験研究については、現時点では、北海道とかち財団や大阪府においてE10の試験研究認定を3年計画で取得し実施しているところ。なお、今後の同法の燃料規格の改正には、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度の改正及び道路運送車両法の保安基準の改正の必要があり、今後、関係省庁と連携しつつ所要の検討を進めて行く考え。 道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるバイオエタノール混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題があり得ることから、E10燃料については、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度や揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することがみとめられていない。また、同様な考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びそれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 また、「所要の検討を進めて行く考え」と回答されているが、今後の検討スケジュール等があれば明示されたい。	「自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、含酸素率1.3%と規定している」、「含酸素分の増加による大気汚染防止上の問題がある」とあるが、排出ガス試験では、CO、NOXどちらも自動車排出ガスの許容限度を大幅に下回っている。 大気を汚染するのは排出ガスであり、排出ガスが明らかに許容限度以内であるにもかかわらず、燃料の性状として含酸素率が1.3%を超えていることにより使用を禁止する理由をご教示いただきたい。 「一般車両に使用した場合に、金属腐食による車両火災のおそれなどの安全性上の問題がある」とあるが、一般車両への使用の危険性は承知しており、E10対応自動車への使用を提案しているもの。	C	Ⅲ	大気汚染防止法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律での燃料性状の規格の原則的考え方は、我が国で使用される全ての自動車の安全性及び排ガス低減性能を確保することを前提としているものである。 したがって、大気汚染防止法における燃料の規格については、使用過程車（E10未対応車）にE10を使用した場合、排出ガス低減性能が悪化するものもあることから、含酸素率１．３%を上限として規定しているところである。 同様に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の燃料性状の規格についても、使用過程車（E10未対応車）にE10を供給した場合の安全性が確保されず、さらに排出ガス低減性能が悪化するものもあることから、エタノール3%及び含酸素率１．３%を上限として規定しているところである。 なお、国土交通省における試験自動車としてのE10対応車の認定にあたって、排出ガス低減性能や安全性について満たすべき技術的要件を定めたE10対応車の技術指針に適合していることを確認し、公道走行試験を可能としているところ。 今後のE10の規格化については、ご提案のようなE10対応車限定の規格としての検討を進めているところであり、これに向けては、現在、環境省による審議会での検討、国土交通省及び経済産業省による3年計画での安全性及び排ガスに関する大臣認定試験研究実証等により、各省と連携して検討を進めているところ。 規格化の検討のスケジュールについては、前述の3年間の実証事業の結果を受けて規格化を行う見込み。 また、今後E10対応車の型式指定及び登録のための道路運送車両の保安基準を策定するためには、現状では排ガスのデータ等が十分でないことから、現在、環境省による審議会での検討、国土交通省及び経済産業省による3年計画での安全性及び排ガスに関する大臣認定試験研究実証等を行っており、これらの検証結果を受けての型式指定のための保安基準改正について、大気汚染防止法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律でのE10燃料規格の検討等とも併せて、各省と連携して検討を進めているところ。 保安基準改正の検討のスケジュールについては、E10規格化の検討と同様に、前述の3年間の実証事業の結果を受けて行う見込み。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「3年計画での安全性及び排ガスに関する大臣認定試験研究実証」を実施後に検討を行うとのことであるが、「安全性」については、E10は、アメリカの諸州で義務づけられるなど広く使用されており、E10対応自動車は既に技術的に確立している。国内メーカー2社では全車をE10対応車とするなど、国内メーカーも技術的に対応している。 また、「排出ガス」については、平成19・20年度のE10実証実験により、排出ガスが許容限度を大幅に下回っていることが確認されている。現行の車両の場合、自動車の型式認定の際のみ排出ガスの検査を行っている。 こうした中、平成19年度からの2年間に加え、さらに今後3年、延べ5年もの期間、実証試験を行わなければならない理由をご教示いただきたい。 CO2の排出削減は世界的に喫緊の課題であり、排出削減に資するバイオエタノール混合燃料の利用促進に向け、迅速に対応すべきと考える。	十勝エネルギー特区	1014020	十勝エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 国土交通省 環境省
1320040	新エネルギーの利活用の促進（BDF）	揮発油等の品質の確保等に関する法律17条の7第1項 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第１９条第１項及び第１９条の２第２項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率１．３%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。 揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第１９条の２第２項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール３%（E3）まで、軽油については脂肪酸メチルエステル５%（B5）までと規定している。 エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性状問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼル含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。 したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。		軽油へのバイオディーゼル燃料（BDF）の混合率の上限を50%とする。	BDFは、廃食用油から製造し、軽油と混合して輸送用燃料として使用することができる。 バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。 平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ（平成21年2月施行）。 軽油へのBDFの混合率は5%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。	C	－	揮発油等の品質の確保等に関する法律においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法の燃料規格は、大気汚染防止法第１９条の２第２項の規定を踏まえて制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール３%（E3）まで、軽油は脂肪酸メチルエステル5%（B5）までと規定している。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料の試用販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められるものではない。特に、混合率5%を超える高濃度バイオディーゼル混合軽油については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用して公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、原則としてB50の使用は認められるものではない。 一方でバイオ燃料の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、同法において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施しており、これによって同法においてもバイオ燃料の高濃度化についての検討を行っているところである。この制度を用いることにより、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。なお、高濃度バイオディーゼル混合燃料の試験研究については、現時点では、京都市においてB20の試験研究認定を取得し実施しているところ。 大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項においては、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、自動車排出ガスの許容限度及び自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、現在バイオディーゼル混合燃料については、特段の許容限度を定めていない。しかしながら、現在の最新の排出ガス規制及び今後の排出ガス規制に適合したディーゼル車に高濃度バイオディーゼル混合燃料を使用した場合には、排出ガスの量が増大する可能性もあり、今後のバイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、高濃度バイオ燃料実証事業を今年度から実施しているところ。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 また、「バイオ燃料の高濃度化についての検討を行っているところ」と回答されているが、具体的な検討の内容を明示されたい。	「実際に車両に対する不具合も報告されており、（中略）原則としてB50の使用は認められるものではない。」とあるが、十勝バスでは、強制規格を満たしたBDFを使用し、適切にエンジンオイルの交換を行い、夏季B100、冬季B50で通年走行したが、エンジン分解点検において不具合は一切生じていない。どのようなBDFをどのような状況で使用した場合に不具合が生じたものかご教示いただきたい。	C	Ⅲ	揮発油等の品質の確保等に関する法律での燃料性状の規格の原則的考え方は、我が国で使用される全ての自動車の安全性及び排ガス低減性能を確保することを前提としているものである。 バイオディーゼルの軽油への混合比率については、経済産業省において一般のディーゼル車を想定しつつ安全や環境等の観点から問題がないといえるバイオディーゼル混合軽油の性状を検証し、安全性が検証された脂肪酸メチルエステル5%までを品確法の混合上限として規定しているところである。 また、国土交通省が平成１８年度に実施した廃食用油由来のバイオディーゼル燃料利用者へのアンケート結果では、回答のあった１２７件のうち、不具合有りの回答は５７件（４５%）と多数の事業者が高濃度バイオ燃料での不具合を報告している。同じく国土交通省が平成２１年２月に策定した「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」においても、バイオディーゼルを高濃度で使用した場合の不具合とその対処法が記載されているところである。 なお、高濃度化についての検討については、回答に記載しているとおり、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件として、高濃度バイオ燃料混合燃料等の規格外燃料の公道使用の認定制度（試験研究認定制度）を実施しているところである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	平成１８年度実施のアンケート結果をご回答いただいたが、アンケート回答者が使用したBDFの性状についてのご回答はなかったところ。不具合が生じるのは、エステル化が十分でないなどBDFの性状が原因と考えられることから、BDFの高濃度使用を一律に禁止するのではなく、混合するBDFの性状を規定することにより安全性を担保することは可能と考える。 性状の規定の方法としては、BDFのJIS規格（平成２０年２月制定）を満たしたBDFのみ軽油と高濃度混合を可とするなどが考えられる。 CO2の排出削減は世界的に喫緊の課題であり、排出削減に資するBDFの利用促進に向け、前向きにご検討いただきたい。	十勝エネルギー特区	1014030	十勝エネルギー特区推進協議会	北海道	経済産業省 環境省
1320050	狂犬病予防法 の第18条（けい留されていない犬の抑留）に関連して、一般マナーとして犬の飼い放しは禁止されているが、野生の鹿・猿・猪の追い払い効果を出すための、けい留しないモンキードッグを認める要望。	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第4	犬の所有者等は、原則として犬の放し飼いを行わないこと。ただし、人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。		獣害に悩む自治体において、モンキードッグの訓練を受けた犬であれば、追い払いの役割を果たすように、飼い放しを許可する。 提案理由： 鹿・猿の被害が耐えない理由のひとつに、昔ながらの飼い放しがなくなったために、害獣は自由に人家に近づけるようになった、という分析もある。当村においては、『モンキードッグ（野生の鹿・猿・猪を追い払う犬）』を飼うことを推奨し、それらの被害を軽減させ、一次産業振興の安定を図り、所得の向上につなげることを目的とする。	①既存の飼い犬のモンキードッグ登録： 狩猟犬等の素質のある犬においては、モンキードッグの研修を受けたのち、所定の申請書を村に提出することで、飼い放しを許可する。ただし、その役割犬と分かるように、所定のタグプレート（首輪）を常時装着しておく。 ②新規のモンキードッグ導入： 新規の導入においては、最寄の保健所や熊本市（生活衛生課　動物愛護センター）等の保護犬から素質のある犬を探すか、ブリーダー等から素質のある犬を購入し、経験のある犬の訓練校において養成する。 この購入経費や養成経費を村は負担する。 ③新規のモンキードッグ所有者の募集： 新たにモンキードッグを飼う人や、既存の飼い犬とともにこれを追加で飼う人には、所定の申請書を村に提出することで、養成したモンキードッグを無償で供与し、この飼い放しを許可する。これにかかる経費や、導入後の狂犬病予防注射、餌等の維持費を助成する。	D	－	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき定められた「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」（最終改正：平成19年11月12日環境省告示第104号では、犬の飼養及び保管に関する基準として、原則、犬の放し飼いは行わないこととされているものの、家畜、農作物等に対する野生鳥獣被害を防ぐための追い払いに使役する場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、財産や人間活動、自然環境等に悪影響を与えるおそれがない場合には、この限りではないとしている。 同基準に基づき提案にあるモンキードッグの導入は可能であり、既に長野県等では猿害防止のために導入されている事例がある。			D	－					1015010	五木村	熊本県	厚生労働省 環境省
1320060	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号ホ し尿処理施設に係る汚泥の再生方法 厚生省告示第193号	汚泥の再生方法について、堆肥化が定められている。		堆肥化のみに限定されている汚泥の再生方法について、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障をきたさない方法で、燃料の原料として再生利用をしたい。	当該施設の近隣に、下水汚泥から固形燃料を製造して製紙工場の補助燃料とする民間企業の燃料化施設が平成２０年４月から稼動しております。この施設に原料の一部としてし尿汚泥を供給し堆肥化以外の再生が図られるよう、第１１次構造改革特区へ提案したところ、環境省からし尿汚泥を供給して、処理技術、処理実績、再生品の性状、使用実績等を積み重ねることが重要であるとの回答をいただいております。施設の性能を確認するため、平成２０年６月から当該燃料化施設にし尿汚泥を供給して試験の積み重ねをした結果、別添参考資料のとおりこの施設は、下水汚泥とし尿汚泥を混合しても熱エネルギーを回収しながら安定した固形燃料を製造できることを確認しております。その卓越した性能は独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構から「新エネルギー」としての評価を受けるとともに全国から注目されています。 再生品は３９０度の熱で乾燥滅菌処理しており、生活環境保全上の支障を生ずることなく製紙工場の補助燃料として使用できることが実証されています。 このことから、当該施設から排出されるし尿汚泥を従来の焼却処分からエネルギーの活用ができるものに転換し、環境負荷の低減を目指したいので燃料としての再生利用が図られるよう要望いたします。	B-1	Ⅲ	御提案の趣旨を踏まえ、所要の規定について見直しを行う。			B-1	Ⅲ					1025010	最上広域市町村圏事務組合	山形県	環境省
1320070	抜本的な使用過程車対策の実施	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域においては、トラック・バス等及びディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについて、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置（車種規制）を講じている。		抜本的な使用過程車対策の実施	平成２２年度までに対策地域のすべてで大幅な大気環境の改善を図れるように、更なる法改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度を構築するなど、実効性かつ即効性ある措置を講じること。 また、規制適合車の利用促進、対策地域内で車検更新できない排出ガス濃度の高い旧式な車両の利用抑止に向け、国が自ら物品購入や工事等において率先的に取り組んでいくとともに、荷主等に対する意識喚起および取組の促進を図ること。 （提案理由） 首都圏の一都三県では、平成１５年１０月１日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成１７年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和４８年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 国は、平成１９年５月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（いわゆる「自動車NOx・PM法」）を改正したが、同法は、走行規制でなく保有規制であることや重点対策地区が交差点近辺の限られた範囲に限定されること、指定地区に係る計画書の作成義務が一部の事業者に限られることなどの課題を抱えており、その内容は流入車対策を始めとして不十分なものである。	D	－	平成20年1月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法を一部改正する法律」に基づき、流入車を使用する事業者による計画的な取組を促進する等により、大気環境の改善を図ることとしている。 また、自動車NOx・PM法による流入車を運行する事業者に対する排出基準適合車の使用の努力義務や荷主事業者に対する排出抑制の努力義務の実施を促し、排出基準適合車の普及を促進するため、車種規制に適合しているトラック・バス等にステッカーを貼付する「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」を、平成20年1月から任意の貼付制度として実施しており、まずはステッカー貼付の促進に尽くしてまいりたい。 更に、政府は平成13年から、グリーン購入法に基づき、低公害車導入を促進している。平成16年度末には政府の全ての一般公用車について低公害車への切替えが完了している。 荷主等に対する意識喚起及び取組の促進についてはNOx・PM法において事業者の努力義務の実施が促されている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」であるが、現行の任意申請の方式によったのでは、今後貼付が大幅に進むことは見込めず、また同ステッカーによって車種規制に適合した車か否かを識別することは困難であることから、貼付の義務化や車検制度の活用など、実行性あるしくみを構築していくことが必要である。	D	－	平成20年1月から施行している「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」の積極的な推進を図るため、全国各地での説明会の実施等を行った。引き続き、制度の周知・啓蒙を実施してステッカー貼付の促進に最善を尽くし、排出基準適合車の普及促進等に努めてまいりたい。 なお、都道府県の条例により、特定の地域を発地又は着地として自動車の運行を行う者に対して、一定の標章の表示を義務付けている自治体もあると承知している。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	都道府県の条例により、一定の標章の表示を義務付けている自治体があることについて、「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」では車種規制に適合した車か否かを識別することは困難であることから、当該自治体は独自の標章を作成・交付している。 また、現行の任意申請の方式によったのでは、今後貼付が大幅に進むことは見込めない。 以上のことから、貼付の義務化や車検制度を活用するなど、実効性あるしくみを構築していくことが必要である。		1029010	東京都	東京都	国土交通省 環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1320080	環境影響評価法における環境影響評価及び事後調査等の緩和	環境影響評価法	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により、人への影響だけでなく、大気環境、水環境等様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていくプロセスである。 同法に基づく環境影響評価では、調査・予測・評価の不確実性を補う観点から、環境保全措置の一つとして、必要に応じて事後調査を実施することを位置づけるとともに、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすることを求めている。		環境影響評価法における環境影響評価及び事後調査等を特区内のみ緩和していただきたい。	①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約30坪、畑約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住居とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。 上記事業は、環境影響評価法にあたり、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業について、環境影響評価及び事後調査等行なう必要がある。しかしながら、今回の計画は、自然を利用した農園(畑・果樹園)を造り、農園周辺に植林し、現山林の森林整備等を行う計画であり、また当該地周辺には人家等の住居は無く、当該地の環境に及ぼす影響は極小と考えられる。	C	－	要望内容にある事業が環境影響評価法の対象事業となるか否かはいただいた情報では明らかでないが、同法に基づく環境影響評価は新たに実施される事業が「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」事業であることに着目して、事業の実施による環境への影響を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証等を実施し、環境影響の回避・低減を図るものである。 事業の実施による環境への影響が極小であるかどうか及び環境影響評価手続終了後の事後調査が必要であるかどうかは環境影響評価の結果明らかになるものである。「環境に及ぼす影響は極小と考えられる」という事業者の判断を根拠に環境影響評価手続を緩和することは、環境基本法第20条に定める「事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。したがって、要望内容にある事業が環境影響評価法の対象事業である場合、環境影響評価手続を緩和することは適切ではないと考える。			C	－				大型農園開墾特区	1040030	ランドクリエイト株式会社、アグロフォレストリ弥栄株式会社	広島県	環境省
1320090	市設置型浄化槽の市独自基準制定による清掃頻度の緩和	浄化槽法第10条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則第7条	（浄化槽管理者の義務） 第十条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 （清掃の回数の特例） 第七条　法第十条第一項 の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。		浄化槽市町村整備推進事業により整備した浄化槽について、管理実態に基づき独自の清掃基準を設ける場合は、浄化槽法第10条の頻度に関する規定を適用しない。	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽の使用実態に応じた効率的なメンテナンスを適切に行うことは管理コストの軽減を可能とするものであり、当該対象地域における浄化槽の普及促進に寄与すると考える。 浄化槽のメンテナンスとは、定期的な「保守点検」により装置や機械の調整・修理、汚泥の堆積状況を確認し、汚泥の引抜きや清掃の時期を判断する。次に、「法定検査」におけるBOD測定により処理水の水質チェックを行う。三つ目に、処理能力低下を防ぐ「清掃」があり、法には毎年一回の実施が定められている。 本市では市が設置し、市民に提供している市設置型浄化槽を多数管理しており、法に定められたメンテナンスを忠実に実施し、浄化槽の型式、人槽規模、実使用人数、スカム・汚泥の堆積状況、処理水質等のデータを本市独自の管理システムに蓄積している。さらに、清掃時期、引き抜き量も毎回記録しており、浄化槽の状態を常に把握できている。これらの維持管理により浄化槽の処理水質は大変良好で、排水基準値を満たしている。この管理実績を踏まえた上で、浄化槽を型式、人槽規模、使用状況等に応じて類型化するとともに、処理水質だけでなくスカムや汚泥の堆積状況をさらに詳しく調査整理し、これら類型化した浄化槽ごとに適切な清掃回数や量をはじめとする維持管理基準を市独自に定めることとする。 これは浄化槽法第10条第1項の規定に抵触する可能性があるが、浄化槽の適正な管理により処理水質を維持するという法の趣旨には合致するものである。また、市の管理基準を定めることで、効率的な維持管理を実現できるとともに、市民の環境意識の向上にも貢献できるものである。	C	－	浄化槽は、生物的、物理的作用等により汚水を処理するために、様々な単位装置、附属機器類を組み合わせた設備・施設であり、浄化槽の機能を常時正常に保つため清掃を定期的に行う必要がある。 保守点検データ等の管理により浄化槽が適切に維持管理されている場合であっても、浄化槽の使用実態により汚泥の蓄積状況などには差があり、浄化槽は原理的に汚泥やスカムが堆積又は蓄積するため、これらを引き出す清掃には、浄化槽の機能低下の未然防止という役割もあることや、清掃時にしか確認できない内部の破損もありえることから、年1回の清掃を行うこととしている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	浄化槽の清掃は単に定期的に汚泥の引出しを行なえばよいというものではなく、浄化槽管理士による定期的な保守点検により適切な清掃のタイミングを判断する必要がある。浄化槽の型式、人槽規模、使用環境などによるグループ化とそれぞれに適した保守点検内容や清掃のタイミングを見出し基準化することで、効果的で適正な保守管理が実現できる。この基準作りのために複数年にわたる継続的な調査を予定しており、この調査プロセスにおいて法第10条に抵触することになる。なお清掃時には浄化槽管理士の立会いは求められておらず、また作業員が槽内に入ることもないので、保守点検時に確認できない内部破損等やその兆候を確認することは困難である。	C	－	浄化槽を常時正常に保ち、機能の低下を防ぐには「保守点検」「清掃」「法定検査」のそれぞれについて一体的に適切に実施されることが必要不可欠である。また、ご指摘のように浄化槽の機能低下の判断は保守点検においても行われるものであるが、水中に没している部分は、通常の保守点検においては確認できないことがほとんどであり、定期的な保守点検に加え、定期的な清掃を行うことも必要不可欠である。具体的には、散気管の異物の絡まりや、隔壁の変形および破損など清掃時に初めて発見できることもあり、このような場合、清掃業者が行える簡単な内容はその場で修復すればよいが、工事をともなうような場合には、管理者に対し内部設備の補修などを提言することも必要となる。このため、保守点検業務と清掃業務の緊密な連携が保たれることが重要とされているところである。 また、浄化槽の使用人数、処理方式、生活習慣等の相違、時間の経過による変化を踏まえると、個別かつ経時的に水質や汚泥の蓄積状況が変化する浄化槽について、保守点検や法定検査時の水質等のデータのみでもって実態把握することは困難と考えられる。 このようなことを踏まえると、ご提案の様に市独自の基準の策定を目的とした調査の一環であったとしても、公共の場での調査であることに鑑みれば、生活環境の保全や公衆衛生の観点からは、定期的に清掃を実施することが適当である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 あわせて、浄化槽の効率的な維持管理という観点から、過去の審議会等でも清掃回数の議論があったことなどから、浄化槽清掃の間隔の見直しのための実証実験を貴省において実施し、浄化槽の構造について、現在の年1回清掃を前提したものを見直すなど、保守点検、法定検査、清掃のあり方を一体的に見直すことにより、年1回という清掃回数の合理的な見直しを行われたい。	浄化槽は保守点検や法定検査のみでは実態把握が困難であるとの見解であるが、もし点検や検査で把握できない重大な実態があるならば、むしろ点検や検査の項目を改善するべきである。仔細で希少な異常を発見するために、一律に年一回の清掃を実施させることは、管理者（自治体）に過大な負担を強いることに他ならない。 生活排水対策を推進しようとする自治体が、合理的・効果的な維持管理手法追求のために行なう提案に対して、生活環境の保全や公衆衛生の観点を逸脱しているとの貴省の見解は、浄化槽事業の推進に影をおとすと共に、浄化槽の安全性の担保や公衆衛生の向上に努めている事業現場での自治体の取組を根底から否定する残念なものである。		1054010	富田林市	大阪府	環境省
1320100	・NPO法人による食品リサイクル事業における廃棄物処理業許可取得を可能とする。	・廃棄物処理法	（一般廃棄物） 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 （産業廃棄物） 産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		・養豚の飼料用として、食品廃棄物を収集・運搬と飼料への加工をする場合、NPO法人への各許可を可能とする。	【提案理由】 ・NPO法人による養豚事業を行う場合、食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工する事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 【措置】 ・食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工を要するため、一般廃棄物と産業廃棄物の収集・運搬業や中間処理業取得要件にNPO法人への許可も可能とする規制緩和。	D	－	法律上の要件を満たせば廃棄物の収集及び運搬の許可は取得可能である。			D	－				地域活性化モデル事業	1059060	㈱ドゥプラコン	高知県	環境省
1320110	・NPO法人による最終処分場業許可取得を可能とする。	・廃棄物処理法	廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		・NPO法人による最終処分場許可取得の認可。	【提案理由】 ・NPO法人が最終処分場を整備＆運営する事で、市よりも効率的な事業が実施され、市の財政削減を図れる。 ・事業収益は、ソーラ発電事業や学校等の耐震化工事＆教育＆少子化対策の公共サービスや他事業へ還元する。母子家庭等の生活保護者でも安心して暮らしやすいコミュニティーを形成する。 ・本事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 【措置】 ・一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場許可要件に、NPO法人への規制を緩和する。	D	－	法律上の要件を満たせば廃棄物処理施設の設置許可の取得は可能である。			D	－				地域活性化モデル事業	1059070	㈱ドゥプラコン	高知県	環境省
1320120	自然公園特別地域・特別保護区に賦存する地熱資源に係る開発規制の緩和	自然公園法第13条第3項	自然公園法第13条第3項による規制と地熱発電の取扱いを定めた通知による。 ・「自然公園地域内において工業技術院が行う「全国地熱基礎調査」等について」（昭和49年） ・「「国立、国定公園内における地熱開発に関する意見」について」（昭和54年） ・「国立・国定公園内における地熱発電について」（平成6年）		自然公園法における地熱開発規制の緩和 ①規制域深部（特別保護区、第一種特別地域地下）の地熱資源を狙いとした規制区域外からの傾斜掘り掘削の許容 ②規制域（第二、第三種特別地域）における地熱開発規制の普通地域レベルへの緩和	我が国において温度150℃以上の地熱資源量は発電量にして2,000万kW相当以上あると推定されているが、その約80%強が国立公園の特別地域・特別保護地区内に賦存し、その開発にあたっては、工作物の設置、樹木の伐採、地形の変革等による風致景観への影響懸念から、自然公園法の規制を受けており、現状ではこれら地域での地熱発電の開発が事実上不可能な状態になっている。 一方、昭和47年通達（「根拠法令等」の欄を参照）における6地点で長期にわたり操業を続けているが、自然公園法上の問題は発生していない。 又、技術革新により自然公園法規制地外に設けた掘削基地から、規制地地表景観に影響を与えることなく当該地下に賦存する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。	C	－	環境省としては、地熱発電については、開発に伴う地形の改変等が大きく風致に与える影響が大きいことからその取扱いは慎重に対応してきたところである。 特別保護地区、特別地域は、国立公園の風致景観の中核をなすものであり、その開発行為に当たっては自然公園法施行規則第11条の許可基準に照らし適切に審査する必要があり、大規模開発の届出のみ把握する普通地域と同様の取扱いはできない。 なお、国立・国定公園と地熱発電については、今年5月に経済産業省が取りまとめた「地熱発電に関する研究会中間報告」において、国立・国定公園内の特別地域等自然環境保全上重要な地域は、風景や自然環境に影響を及ぼすような地熱発電は、避けることを前提として、地熱発電と自然環境保全との両立の可能性について取りまとめられているものと承知している。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	経産省の「地熱発電に関する研究会中間報告」にとりまとめられているように、日本の地熱資源の約80%が、国立・国定公園の特別地域内に賦存している。また、地熱発電は、二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンな純国産エネルギー資源として位置づけられており、自然環境保全上重要な地域に対し、風景や自然景観に影響を及ぼさないことを前提としつつも「地熱発電と自然環境の両立の可能性」を主張している。 このような観点から、既設地熱発電所および新規地熱発電調査地域の公園境界外掘削基地から、傾斜掘り（コントロール）掘削により国立公園地域深部からの地熱採取の規制緩和を前向きに検討して頂きたい。	C	－	経済産業省の「地熱発電に関する研究会中間報告」においても、自然公園法の規制緩和については、傾斜掘削についても含め、求められておらず、自然環境保全の重要性と慎重な開発姿勢が必要とされているところである。 なお、傾斜掘削により、地表部の植生や温泉源、水源など、地表部の風致景観に影響を及ぼす可能性は、掘削方法や地域の自然条件によっては高くなることが想定され、現状ではあくまで不確定なものである。このため、事前に自然環境への各種影響の把握のための調査を行うとともに、許可制度の運用により、それを個別に確認する必要がある。 したがって、公園区域外からの傾斜コントロール掘削については、自然公園法による許可手続の適正な運用によって個別に判断しつつ、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画については許可していく方針である。				1069010	日本鉱業協会	東京都	環境省
1320130	地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外	温泉法	・温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者及び温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない（第3条第1項、第11条第1項）。 ・都道府県知事は、許可の申請があつたときは、掘削等が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等を除き、許可をしなければならない（第4条第1項、第11条第2項及び第3項）。 ・都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）等の規定による処分をしようとするときは、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない（第32条）。		大部分の温泉井は地下の浅部からの採取に対して、地熱井は地下深部からの採取であり、熱水資源を利用する領域が区分されている。又、これまで地熱発電により温泉が枯渇した事例もなく、このことからも領域は区分されている。現状では、地熱井掘削の場合、温泉法の適用を受けており、温泉法に基づく温泉審議会により掘削許可の是非が判断されている。このため、温泉既得権者からの反対により、地熱発電建設が阻害される傾向にある。よって、地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外が望まれる。	地熱井と温泉井は同じ地下熱を利用するものであるが、一般にその対象とする深度が異なり、又温度、圧力的にも異なるため、掘削技術も大きく異なる。 又、最近深部狙いの非火山性温泉井が掘削されるようになっているが、これに関する規制が地熱水の成り立ちや地下地熱貯留層構造が大きく異なるにもかかわらず、同じ深部掘削ということから、火山性地熱に及ぶ懸念がある。 これらのことから、地熱井については温泉法から切り離し、新たに地熱法等を制定し、掘削許可の判断については、温泉法の下で行われている温泉審議会での審議と同様、地熱専門家からなる地熱審議会のようなところで審議されることが望ましい。	C	－	「温泉」は、温泉法において、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」と定義されており、浴用又は飲用に供する温泉のほか、地熱井からゆう出する熱水及び蒸気も「温泉」に該当する。 温泉法は、こうした温泉の枯渇を防止し、その保護を図るため、新たに温泉をゆう出させる行為及び温泉のゆう出量を増加させる行為を都道府県知事の許可に係らしめている。 地熱発電のための掘削による周辺の温泉への影響については、科学的には、温泉の生成機構によっては影響を及ぼす可能性があると指摘されており、影響が全くないとはいえない。 また、温泉法における処分に当たっての審議会への意見聴取の規定は、都道府県知事が高度の専門的知識に基づき、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等に該当するか否かを適正に判断し、処分を行うために設けられているものである。 これらのことから、温泉の枯渇を防止し、その保護を図るためには、現行の温泉法を適正に施行することが必要であり、地熱発電のための掘削を温泉法の適用除外とすることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	石油・天然ガスは、金属鉱山と同様、鉱業法の適用になるが、地熱掘削は同じ地下資源でありながら温泉法の適用となり、周辺温泉所有者が反対すれば掘削許可は下りず、事実上地熱調査・掘削はできない事となっている。 温泉法の適用除外は困難との事だが、本年3月の「温泉資源の保護に関するガイドライン」では、地熱井の特徴を踏まえた記述が全く見られないので、科学的に妥当でない見解に基づいた地熱井の取り扱いについては、再検討が必要であり、同ガイドラインから切り離すことを希望する。	C	－	温泉資源の保護に関するガイドラインについては、その案に対し意見を募集したところ同趣旨のご意見をいただき、例えば、大深度掘削泉を対象に行っている距離規制に関して、熱収支及び水収支の均衡の観点からの検証を行った上で、「1,000mの距離規制を行うことについては、熱収支及び水収支の観点から、一定の妥当性があると考えられる。」としていた案を、熱収支及び水収支の均衡の観点からの検討の内容のみを示し、具体的な規制距離の妥当性については触れないこととし、結論として、「各地域においては、地質の構造又は泉脈の状態など、それぞれ異なる地域の温泉資源の特性を勘案する必要がある。」と修正する等、こうしたご意見の趣旨を反映した上で、策定している。 なお、温泉法における都道府県知事の処分は、地方自治法上、自治事務として位置付けられており、温泉法第4条第1項の該当性については、専門技術的な判断を基礎とする都道府県の裁量により、なされているところである。また、ガイドラインは、地方自治法に基づく技術的助言として都道府県知事に通知した執務の参考資料であり、今後、随時、更新を行っていく予定のものである。				1069020	日本鉱業協会	東京都	環境省
1320140	省庁対抗省エネ合戦ならびに自治体対抗省エネ合戦				内閣府が主体となって通達を出す	現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。 従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして『1人当たりのCO2排出量』データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。 省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腰を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。	E	－	規制等は存在しない。 なお、政府としては、政府の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画を閣議決定し、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量を平成13年度比平均を8%削減することを目標とし、取組を進めている。			E	－					1070010	NPO法人地球環境融合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府
1320150	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ①狩猟について必要な適性 ②狩猟について必要な技能 ③狩猟について必要な知識		狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっており、狩猟免許所持者（特に第一種銃猟免許所持者）を増加させる必要がある。 銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、単に試験の得点配分の変更ではなく、既に他の法令で検査を受け合格した試験課題を免除し受験者の負担軽減を図っていく必要がある。	C	－	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であるかを判断するために確実に確認すべき重要な項目の一つであることから、試験項目を除外することはできない。 また、環自野発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところであり、配点、具体的な試験手法等の変更をするなどの柔軟な運用は可能である。 なお、鳥獣保護法における技能試験と銃刀法における技能検定は異なる視点から実施されており、法制度上の繋がりはない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	鳥獣保護法と銃刀法は所管する省庁が異なり法制度上の繋がりはないが、銃器に関して安全な取り扱いを実現するために、その基本的な技術を確認するという目的は共通している。本提案は、銃刀法に基づく「技能検定」においてその技術を確認された項目のみ免除しようとするものであり、安全な狩猟を実現するため基本操作の技能は習得されていると考えられるため、少しでも受験者の負担を軽減し、緊急かつ重要な課題である狩猟者の育成・確保を図るための本提案を認めていただきたい。	C	I	鳥獣保護法において、狩猟免許試験の銃猟に係る一連の試験項目は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の目的を達成するため、実際に野外で安全に狩猟を行うことを想定した試験として必須事項であって、鳥獣保護法における技能試験と銃刀法における技能検定は異なる視点から実施されている。 また、銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「猟銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であるかを判断するために確実に確認すべき重要な項目であることから、試験項目を除外することはできない。 なお、環自野発第070323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところであり、配点、具体的な試験手法等の変更をするなどの柔軟な運用は可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	第1種銃猟免許試験について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の目的を達成するため、実際に野外で安全に狩猟を想定した実技試験（団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取り扱い、圧縮等・装填・射撃姿勢、距離の目測、鳥獣の判別）を免除するものではなく、あくまで銃器の基本操作のみを免除しようとするものである。銃器の基本操作において、狩猟とクレー射撃で銃器の点検事項、手順、操作が異なるものではなく、狩猟免許の基本操作試験を免除することが、狩猟事故の発生に繋がるものではない。所管省庁が異なっても銃器の基本操作の技術を法令で認められた者は、試験は狩猟のみに係わる技術の有無により判断は足るものと考える。		1071070	兵庫県	兵庫県	環境省
1320160	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。		鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にある。このため鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。 有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、なお適正数に達しておらず、農林業被害を防ぎ、また鳥獣保護区を存続させるためにも、保護区内での狩猟期間中の「狩猟（安全面等を考慮し、わなに限定）」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要がある。（「特定休猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。）	C	－	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認める地域について狩猟の禁止等をする区域として指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象獣類や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の撹乱に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考える。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整をした上で許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっているところであり、これについては、都道府県において弾力的な運用が可能となっている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	有害鳥獣は、捕獲の際には被害地域から保護区内へ逃げ込んだり、保護区内で増殖したものが保護区外に出て被害を発生させている。必要な場合には保護区内において有害鳥獣捕獲を実施しているが、保護区が有害鳥獣までも保護してしまうとの認識から、保護区の更新の際には地元同意が難しい状況が生じており、本来、保護を必要とする鳥獣の保護にも支障が生じている。本提案は、保護区内の狩猟については、知事が指定した地域のみで、特定の鳥獣を、限られた猟法により捕獲しようとするものであり、このことが当該保護区に生息する鳥獣の生息環境の撹乱に繋がるとは考えにくい。被害対策のみならず、保護区存続のためにも提案を認めていただきたい。	C	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認める地域について狩猟の禁止等をする区域として指定するものである。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の撹乱に繋がり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがある。 現行制度においては、農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区の内外を問わず、法第9条に基づく捕獲許可を受けて、その被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼を受けた者が、当該鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲を行うことが可能な制度となっているところである。 この場合、鳥獣保護区において保護を必要とする鳥獣の生息環境の保全を図りつつ、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、捕獲をする鳥獣の種類、場所、猟法等について、許可権限者である都道府県において弾力的な運用が可能となっている。 鳥獣保護区が有害鳥獣までも保護してしまうとの地元の認識については、上記のとおり有害鳥獣を捕獲することが制度上可能であることから、当該法制度の趣旨について周知していただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本県におけるニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害は甚大であり、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっている。個体数調整や保護区内においても必要に応じて有害鳥獣捕獲を実施しているが、なお適正頭数に達しておらず、個別の有害鳥獣捕獲のみではなく、狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取り組みに迫られている。本提案の保護区内の狩猟については、指定した地域で、特定の鳥獣を、限られた猟法により捕獲しようとするものであり、このことが許可捕獲と比べて当該保護区に生息する鳥獣の生息環境の撹乱に繋がるとは考えていない。本県のような地域の実情に応じて、地域を限定して認めることが特区制度の目的にかなうものと考える。		1071080	兵庫県	兵庫県	環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1320170	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」をとして審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6％削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由： 本年2月の低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会の提言において、温室効果ガスの大幅削減のためには、再生可能エネルギー等への移行は不可欠としている。 その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべき。	C	Ⅲ	環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不適当と考える。 よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第11条第11項に照らし検討を進めていただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本年12月のCOP15(コペンハーゲン)に向け、国は2020年までの温室効果ガス排出量の中期目標を2005年比15%削減と発表した(6月10日麻生首相スピーチ)。この中で、中期目標達成の手段として、新エネルギー・再生可能エネルギーの導入量を20%程度まで引き上げる必要があるとされており、今後、風況のよい地域での更なる新エネルギーの導入が求められることから、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	C	Ⅲ	風力発電施設を、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不適当と考える。 よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第11条第11項に照らし検討を進めていただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	自然公園区域における風力発電施設の設置に係る規制の適用除外については、自然公園法施行規則第11条第11項に従い運用されているところであるが、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。		1071090	兵庫県	兵庫県	環境省
1320180	動物取扱業者に対する立入検査の義務化	動物の愛護及び管理に関する法律第13条、第19条、第23条及び第24条	動物取扱業者は5年に1度動物取扱業の登録更新を図ることとされているが、不正な方法による登録や、環境省令で定める基準に適合しないような動物の取扱い又は飼養施設を設置・管理を行っている場合には、都道府県知事は、登録の取り消し及び事業の全部又は一部停止を命ずることができる。また、必要に応じて都道府県等の自治体職員が事業者に対して報告徴収や立入検査を実施することができる。		動物を適切に扱い動物の健康及び安全を保持するために、動物取扱業者が動物取扱業の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けなければならないこととする。	動物の健康が保持されるような飼養施設が確保されれば1年間で少なくとも1万匹の動物の命が救われる。生命尊重は当然のことであると同時に、保健所などでの動物の処分で必要な経費の削減や、異臭を放つ等の人間の生活環境への悪影響を防止できる。こうした観点から、動物取扱業者が5年ごとの動物取扱業の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けることを義務づける。適正な方法で生命を扱っているか、全業者的にチェックをすることで、見落としがなくなり、多くの動物の命が救われることになる。	D	－	動物愛護管理法に基づき、都道府県知事等は、動物取扱業者に係る規定の施行に必要な限度において適宜報告を求め、または、立ち入り、検査を行うことができることとされている。さらに、動物取扱業者が、環境省令により定められた動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準、または、飼養施設の基準に適合しなくなったときには、動物取扱業者に対しその登録を取り消すこと等ができることとされているほか、環境省令等により定められた動物の管理の方法等に係る基準を遵守していない場合には、改善勧告及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされており、これに違反した場合には罰則も設けられている。これらのことから、提案内容は現行の規定により対応可能である。			D	－					1078010	個人	神奈川県	環境省
1320190	リサイクル料金の前払い制導入等	特定家庭用機器再商品化法	・小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合は、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。 ・製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し、料金を請求することができる。 ・小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合、特定家庭用機器として再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。		現行法で規定されているリサイクル料金の後払いの問題点に鑑みて、これを前払いにするとともに小売りのリユースを制限することを提案する。	家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売り業者との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって廃家電が行方不明になることが多く、不法投棄や金属だけを抜き取って外国に売られるなどの弊害をもたらしている。この廃家電を正規ルートから外さないためにも排出者にはリサイクルしやすく、小売業者には確実に廃家電を製造者に引き渡すことができるような仕組みを作ることが重要であり、リサイクル料金の前払い制とともに小売業者が製造者に廃家電を再度使用(リユース)するしないに関わらず引き渡すべきだと考える。 提案理由：廃家電品が非正規ルートへ流れることの懸念は廃家電に含まれる金属資源を失うことである。希少資源大国を目指す日本国の競争力に関わる問題である。リサイクル料金後払いでは排出者は主に買い替えの時にはきちんとリサイクルに出すが、それ以外は非正規ルートへつながる不法回収者へ渡してしまうことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った方が良いと考える。	C	－	平成18年4月に、家電リサイクル法施行から丸5年が経過し、法に規定する見直しの時期を迎えたことから、同年6月より産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年2月に報告書が取りまとめられた。 同報告書において、リサイクル費用の回収方式については、引取台数の着実な増加や不法投棄台数の減少傾向など着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえると、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、家電リサイクル法ルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じていくことが適当であるとされた。 これを受けて、経済産業省及び環境省では、メーカーによるリサイクル料金の引下げや小売業者による引取り・引渡しの一層の適正化、廃棄物処理法等の厳正な運用などの施策を実施・推進しているところである。			C	－					1080010	個人	神奈川県	経済産業省 環境省